

令和8年7月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	香寺町恒屋 (恒屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月26日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は北エリアを(株)アグリ香寺、南エリアを南恒屋営農組合が中心的な担い手となり、農地の多くを耕作している。10年後の見通しとして、個人耕作者は70歳以上が大半となり、継続耕作が難しくなることが予想される。担い手である(株)アグリ香寺および南恒屋営農組合においては、現在耕作している農地は継続しつつ、個人耕作の農地についても集積・集約を進めて行く予定である。今後においては、担い手の農業従事者の多くが70歳以上であることから、後継者の確保と育成をしていく必要がある。また、不在地主の増加により、貸し手と借り手の十分な意思疎通が図りづらくなる為、農地の荒廃が懸念される。今後の農地の維持管理についてどのようにすれば良いのか課題が残る。

経営体(法人、集落営農組織):2経営体、主な作物:水稻、麦、大豆(白)、小豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

(株)アグリ香寺の経営として水稻、麦、大豆(白)、小豆のブロックローテーションでの栽培体系が確立していることから今後も維持していくよう努める。

南恒屋営農組合も同様に水稻、麦、大豆(白)のブロックローテーションの栽培体系が確立しており、今後も維持継続していくよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	76.88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	76.33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
当地域の農地は概ね担い手である(株)アグリ香寺および南恒屋営農組合へ集積、集約している。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
(株)アグリ香寺が耕作している農地については中間管理機構を介した貸借で集積・集約し、今後は個人耕作の農地についても将来的な規模縮小や離農を視野に入れた集積をし、機構への貸付を予定している。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化やパイプライン整備を検討している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
(株)アグリ香寺については後継者の確保と育成を図ると共に、南恒屋営農組合については法人化に向けて議論を加速させる必要がある。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集をしつつ、作業効率化が期待できる作業については委託を検討している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓ ①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	✓ ⑨耕畜連携等	✓ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①当地域では山間部に鳥獣害柵を設置済で、保守及び補修を実施しているが、毎年柵を破られ被害が出ている。捕獲網にもなかなか掛からず、猪などの侵入を止めることが今後の最重要事項である。

⑨南恒屋営農組合が耕作するエリアには堆肥舎があり、畜産農家より牛糞を搬入してもらっている。各作物の収穫後に散布しており、今後も継続していきたい。

⑩組織と担い手が相互に連携し、多面的機能支払交付金制度を有効活用することで今後の維持管理に努める。